

令和2年第2回上峰町議会臨時会会議録

会期 令和2年4月16日 (木曜日) 1日間 本会議1日

令和2年4月16日第2回上峰町議会臨時会は、町議場に招集された。(第1日)	
出席議員 (10名)	1番 鈴木千春 2番 大川徹也 3番 原直弘 4番 吉田豊 5番 田中静雄 6番 原田希 7番 吉富隆 8番 大川隆城 9番 寺崎太彦 10番 中山五雄
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町長 武廣勇平 副町長 森悟 教育長 野口敏雄 総務課長 三好浩之 財政課長 坂井忠明 住民課長 扇智布由 健康福祉課長 江島朋子 税務課長 矢動丸栄二
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二宮哲次 議会事務局主事 松田望

議事日程 令和2年4月16日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長のあいさつ
- 日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第22号～議案第25号)
- 日程第5 議案審議
議案第22号 専決処分の承認を求めることについて
(上峰町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第6 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて
(上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例)
- 日程第7 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて
(上峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例)
- 日程第8 議案第25号 令和2年度上峰町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第9 討論・採決

午前9時30分 開会

○議長(中山五雄君)

皆さんおはようございます。本日は、令和2年第2回上峰町議会臨時会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回上峰町議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(中山五雄君)

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番大川隆城君及び9番寺崎太彦君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長(中山五雄君)

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 町長のあいさつ

○議長（中山五雄君）

日程第3. 町長のあいさつ。

町長の挨拶をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。令和2年第2回上峰町議会臨時会を招集させていただきましたところ、コロナの災いで大変お忙しい中にありまして、各議員の皆様方、御参集いただきましたことを心から感謝を申し上げたいと思います。

本議会におきましては、専決処分3件、一般会計補正予算1件、4議案ございます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（中山五雄君）

これで町長の挨拶は終わりました。

日程第4 議案一括上程 提案理由の大要説明

○議長（中山五雄君）

日程第4. 議案一括上程、提案理由の大要説明。

議案一括上程、提案理由の大要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案の提案をさせていただきます。

まず、議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町税条例等の一部を改正する条例）。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めます。

令和2年4月16日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町国民健康保険条例の一部を改

正する条例)。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和2年4月16日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和2年4月16日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

議案第25号

令和2年上峰町一般会計補正予算（第1号）

令和2年度上峰町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,454千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,328,014千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月16日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

以上4議案を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

ただいま町長より4議案が上程されました。

補足説明を求めます。補足説明はありませんか。

○**税務課長（矢動丸栄二君）**

皆さんおはようございます。私のほうからは議案第22号 専決処分を求めることについて、上峰町税条例等の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、令和2年法律第5号が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日に施行されることにより、本条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなかったため、別紙のとおり専決処分をさせていただいたことを承認いただくものでございます。

今回の改正の主なものとしましては、個人の住民税について、全ての独り親家庭の子供に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無や性別にかかわらず生計を一にする子を有する単身者について、同一の独り親控除を設けるということとなることに伴い、個人の住民税に係る給与所得者、年金所得者の扶養親族等申告書において記載内容を修正することを行うものでございます。

続きまして、固定資産税につきましてですけれども、所在者不明土地等に係る課題への対応として固定資産税の納税義務者において調査を尽くしても所有者が1人も明らかにならない資産について使用している場合には使用者を所有者とみなすことができる規定を設け、また、登記又は補充課税台帳に所有者として登記又は登記されている個人が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定を設けることなどがございます。

では、早速ですけれども、お手元の新旧対照表に基づきながら御説明いたします。

新旧対照表の用意をお願いいたします。

新旧対照表につきましては、右の欄が改正前の現行、左の欄が改正後となっております。

なお、改正規定中、条のずれや項のずれ、読替規定等の説明は省略させていただき、主要な規定を中心に説明させていただきます。

まず、1ページをお願いいたします。

上段、第36条、3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書、下段から2ページの中段、第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書についてですが、先ほど申し上げた内容になりますけれども、未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直しが行われ、全ての独り親の家庭に対して公平な税制を実現するため、離婚歴の有無や性別にかかわらず生計を一にする子供に有する単身者について独り親控除が適用されることとなったことに伴い、扶養親族申告書の記載内容を修正するものでございます。

2ページをお願いいたします。

下段、第48条、法人の町民税の申告納付についてですが、租税特別措置法第66条の7の改

正に合わせての項のずれに伴う改正でございます。

3 ページをお願いいたします。

中段、第54条、固定資産税の納税義務者等、第2項についてですが、地方税法第343条第2項の改正に合わせて表現の改正となっております。

4 ページをお願いいたします。

上段、4項についてですが、地方税法343条の第4項の改正に合わせての改正で、改正前に加え固定資産税課税台帳に登録をしようとするときは、あらかじめ、使用者に通知しなければならないと改正するものでございます。

続きまして中段、改正後、第5項についてですが、地方税法第343条の第5項、規定の新設となり、調査を尽くしても所有者が1人も明らかとならない資産について使用者がいる場合は使用者を所有者とみなすことができるの規定が設けられたことに伴い、探索を行っても固定資産税の所有者が不明である場合はその使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合においては、町は当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならないと新設するものでございます。これは令和3年度分の固定資産税につきましての適用になります。

続きまして4ページ、中段、左欄の改正後の第6項から5ページ、第7項、6ページ、第8項については、地方税法343条の改正に合わせての表現等の改正となっております。

続きまして、7ページになります。

第61条、固定資産税の課税標準についてですが、地方税法第349条の3の2の改正に合わせての項のずれに伴う改正となっております。

続きまして7ページ、下段から8ページ、上段ですが、第61条の2、法349条の3第27項等の条例で定める割合については、地方税法349条3の改正に合わせての項のずれに伴う改正でございます。

8ページ、中段、第74条の3、現所有者の申告についてですが、地方税法384条の3の規定が新設をされ、登記又は補充課税台帳に所有者として登記又は登記がされている個人が死亡している場合における所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができるという規定が設けられたことに伴い、そこに現所有者であることを知った日の翌日から3か月を経過した日までに次の事項を記載した申告書を町長に提出しなければならないと規定を設けるものでございます。

9 ページをお願いいたします。

上段、第75条、固定資産税に係る不申告に関する過料についてですが、地方税法386条の改正に伴う改正で、8ページの第74条の3の現所有者に新たに加えられることよっての改正になります。

続きまして中段、第96条、たばこ税の課税免除についてですが、地方税法469条の改正に

よるもので、たばこ税の課税の免除内対象が輸出に対する売渡し、外国と往来する船舶、航空機での消費に係る手続の簡素化についての改正となっております。

10ページをお願いいたします。

上段、第98条、たばこ税の申告納付の手続についてですが、前9ページの96条の第2項の新設に伴う項のずれによる改正となっております。

10ページ、下段から11ページ、中段をお願いいたします。

第131条、特別土地保有税の納税義務者等、第6項についてですが、4ページの条例第54条第5項の新設に伴う項のずれに伴う改正となっております。

11ページ、中段、第6条、特定一般医薬品等購入を支払った場合の医療費控除等の特例、下段から12ページの上段の7条の3の2は、個人住民税の住宅借入金特別控除についての改元対応による改正となっております。

12ページ、中段、第8条、肉用牛販売による事業所得に係る町民税の課税の特例につきましては、課税免除期間が3年延長されることに伴う改正となっております。

続きまして、13ページ、第10条、読替規定についてですが、附則の適用の改正となっております。

続きまして、13ページの中段から14ページの中段、第10条の2、附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合につきましては、法改正により、課税特例の公害防止施設の削除、水力発電施設の課税割合の変更、浸水被害軽減地区の追加及び項のずれによる改正となっております。

14ページ、下段、11条、土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義。

15ページ、下段から18ページ、中段の第12条、土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度の固定資産税の特例。

18ページの中段、第13条、農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例。

19ページの中段から20ページの上段、第15条、特別土地保有税の課税の特例につきましては、改元対応等による改正となっております。

続きまして、20ページをお願いします。

20ページ、中段、第17条の2、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例につきまして、法改正により令和5年度まで3年間延長されたことに伴う改正となっております。

21ページ、下段、第22条、個人住民税の税率の特例等につきましては、改元対応による改正となっております。

22ページをお願いいたします。

令和元年上峰町条例第22号の改正で、未施行の条文を改正するもので、寡夫の定義見直しにより単身児童扶養者を独り親とすることに伴う改正となっております。

23ページから24ページをお願いします。

平成27年上峰町条例第26号の改正で、附則第6条、町たばこ税に関する経過措置については改元対応による改正となっております。

続きまして、25ページ、26ページをお願いします。

平成29年上峰町条例第4号の改正で、附則第1条、施行期日、第2条、町民税に関する経過措置、第4条におけるものについて改元対応による改正となっております。

27ページをお願いします。

平成30年上峰町条例第13号の改正で、附則第1条、施行期日、28ページの第2条、町民税に関する経過措置、28ページ、下段から30ページの第6項、手持品課税に係るたばこ税に関する経過措置、第8条、所持品課税に係る町たばこ税、31ページから32ページの第10条、手持品課税に係る町たばこ税については改元対応による改正となっております。

続きまして、33ページをお願いします。

平成31年上峰町条例第9号の改正で、附則第1条、施行期日、第2条、町民税に関する経過措置、第3条、固定資産税に関する経過措置、第4条、軽自動車に関する経過措置における改元対応による改正となっております。

以上で議案第22号 上峰町税条例等の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。どうぞ御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明ありませんか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

皆様おはようございます。私のほうからは議案第23号につきまして補足説明を申し上げます。

議案第23号をお手元に御用意ください。

議案第23号 専決処分の承認を求めることについて、上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例の承認になりますが、去る令和元年12月20日に令和2年度税制改正大綱が閣議決定され、その中で国民健康保険税における課税限度額の引上げと軽減措置の拡充が盛り込まれました。この税制改正大綱を踏まえ、令和2年3月31日に地方税法施行令の一部を改正する政令により所要の改正がなされていることを踏まえ専決処分を行いました。

上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の承認を求めるものです。

保険税は政令により課税限度額が定められており、各市町村はこの額を超えない範囲内で条例で規定することとなっております。今回の課税限度額の引上げにより中間層に配慮した

保険税設定が可能になることに加え、中間所得者層の負担軽減を図ることが見込まれるため、本町では政令に定める上限額を課税限度額としたところです。

国民健康保険税における減額の対象となる所得の基準につきましても政令により定められており、各市町村はこの額を超えない範囲内において条例で規定することとなっております。経済動向等を踏まえ軽減判定所得を見直しております。

それでは、新旧対照表により御説明申し上げますので、新旧対照表、1ページを御覧ください。右側が現行、左の欄が改正後でございます。

第13条第2項の右側現行の基礎課税額を「61万円」から左側改正後「63万円」に改正するものです。

同条第4項、介護納付金課税額を右側現行「16万円」を左側改正後「17万円」に、第13条の2は、第1項本文中で、減額後の限度額を基礎課税額「61万円」から「63万円」、介護納付金課税額を「16万円」から「17万円」へ改正するものです。

2ページ、中段をお願いいたします。

同項第2号は5割軽減に関するの号になりますが、所得金額「33万円」に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき、右側現行「28万円」を加算した金額を超えない世帯としておりましたが、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき、左側改正後「28万5千円」に改正するものです。

3ページ、中段を御覧ください。

同項第3号は2割軽減に関するの号になりますが、所得金額「33万円」に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき、右側現行「51万円」を加算した金額を超えない世帯としておりましたが、被保険者及び特定同一世帯所属者1人当たりの額を左側改正後「52万円」に改正するものです。

4ページをお願いいたします。

附則、第7項及び第8項の改正規定は、土地基本法の一部改正により、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る国民健康保険税課税の特例に低未利用地等を譲渡した場合の課税の特例の創設に伴い、右側現行「第35条の2第1項」の後に、左側改正後「第35条の3第1項」を加えるものです。

この改正は、施行日を政令施行日と同日の令和2年4月1日からとしているところです。

なお、附則、第7項及び第8項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律に掲げる規定の施行日の属する年の翌年の1月1日からとしているところです。

以上、第23号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明ありませんか。

○住民課長（扇 智布由君）

皆様おはようございます。私のほうからは議案第24号につきまして補足説明を申し上げます。

議案第24号をお手元に御用意ください。

議案第24号 専決処分の承認を求めることについて、上峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございますが、国で定められています放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令令和元年厚生労働省令第61号及び令和2年厚生労働省令第21号が公布されたことにより、専決処分を行いました上峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議会の承認を求めるものでございます。

内容でございますが、改正点は2点でございます。

まず、1点目でございますが、上峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例におきまして、放課後児童支援員は保育士の資格を有する者など、第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は指定都市の長が行う研修を修了した者でなければならないこととなっておりますが、放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡充を図るため、中核市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施できると改正されたため、一部改正を行うものでございます。

2点目でございますが、附則第2条に規定されている放課後児童支援員に係る経過措置について、働く保護者が安心して児童を預けることができるよう支援環境を整え、余裕を持った施設運営を確保するため、放課後児童クラブに関する従うべき基準の参酌化に伴う改正として放課後児童支援員とみなすことが可能となる経過措置の期間を3年延長とするため、一部改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で説明をいたしますので、御準備をお願いいたします。

右側が現行、左側が改正後でございます。

右側現行の（職員）、第10条第3項、「放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市」の後に、左側改正後の傍線部分「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を追加するものでございます。

また、現行の附則、（経過措置）、第2条、この条例の日から、令和2年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項「修了したもの」とあるのは「修了したもの（令和2年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。を、左側改正後、この条例の施行の日から、令和5年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和5年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。に改正するものでございます。

この改正は、施行日を省令の施行日と同日の令和2年4月1日からとしているところでご

ございます。

以上、議案第24号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明ありませんか。

○財政課長（坂井忠明君）

皆様おはようございます。私のほうからは議案第25号 令和2年度上峰町一般会計補正予算（第1号）の概要につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、放課後児童健全育成事業に関するものでございます。

平成30年度に事業者に交付しておりました施設整備関係補助金に関し、財産処分の制限に関する規定の適用対象となる事案が生じたことに伴い所要の予算を計上したものでございます。

それでは、お手元の予算書を御覧ください。

予算書の2ページ、第1表歳入歳出予算補正の歳入でございます。

左のほうから款、補正額、計の順に読み上げてまいります。

款の20. 諸収入、補正額11,454千円、計80,384千円。

歳入合計、補正額11,454千円、計11,328,014千円でございます。

3ページ、歳出でございます。

款の3. 民生費、補正額4,714千円、計1,348,799千円。

款の14. 予備費、補正額6,740千円、計16,740千円。

歳出合計、補正額11,454千円、計11,328,014千円でございます。

私からは以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○住民課長（扇 智布由君）

私のほうからは議案第25号 令和2年度上峰町一般会計補正予算（第1号）の内容につきまして補足をさせていただきます。

平成30年度施設整備費用を助成する目的で町が事業者に交付しておりました2件の補助金に関しまして、事業受託法人から別法人へ関係資産の譲渡が確認されたことから補助金適正化法等の規定に基づく補助金返還が必要になったものでございます。

対象事業は放課後子ども環境整備事業費補助金と放課後児童クラブ安全対策整備事業補助金でございます。町費及び国、県補助金の所要額を事業者さんから返還させ歳入受けし、国、県補助金相当額を歳出予算に計上し、返還するものでございます。

それでは、お手元の予算書で説明書のほうの3ページをお願いいたします。

歳入ですが、款の20. 諸収入、項の4. 雑入、目の2. 雑入、節の1. 雑入で、説明欄の平成30年度放課後子ども環境整備事業返還金7,070千円と平成30年度放課後児童クラブ安全

対策整備事業返還金4,384千円です。

放課後児童健全育成事業に関し、平成31年度に直営から民間委託に変更するに際し、民間施設に平成31年度に業務を受託した事業者が補助金を活用し施設整備を行い、町が平成30年度に施設整備に要する費用として事業者に交付した補助金の一部を事情により返還されるものでございまして、対象は国、県の補助を受け交付した放課後子ども環境整備事業費補助金及び町の単独事業として放課後児童クラブ安全対策整備事業補助金の2件でございます。

町単独事業分の返還額の算定に際しましては、国、県交付金の財産処分清算基準を参酌したものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款の3. 民生費、項の2. 児童福祉費、目の1. 児童福祉総務費、節の22. 償還金、利子及び割引料、説明欄の平成30年度放課後子ども環境整備事業国庫返還金で、金額2,357千円及び平成30年度放課後子ども環境整備事業県費返還金2,357千円でございます。

平成30年度に施設整備に要する費用の補助金として国、県より交付を受け、町費を加え交付しておりましたが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定等により補助金の返還に該当することとなったことから、県担当課と清算等についての協議を重ね、国庫分2,357千円、県費分2,357千円が示されたものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

補足説明がないようですので、以上で提案理由の説明を終わります。

日程第5 議案第22号

○議長（中山五雄君）

日程第5. 議案審議。

議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町税条例等の一部を改正する条例）。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第22号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第23号

○議長（中山五雄君）

日程第6．議案審議。

議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例）。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第23号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第24号

○議長（中山五雄君）

日程第7．議案審議。

議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第24号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第25号

○議長（中山五雄君）

日程第8．議案審議。

議案第25号 令和2年度上峰町一般会計補正予算（第1号）。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○4番（吉田 豊君）

説明書の3ページですね、ここで今課長から補足説明で事業者と運営者が替わったという説明だったと思うんですが、その運営者が替わったから補助金を返せばいいという単純なものではないと思うんですね。やはり、事業申請されたときのチェックが甘かったんじゃないかというふうに私は考えるんですが、具体的にもう少しどういう理由で替わったのかということについて説明をいただきたいと思います。

○住民課長（扇 智布由君）

事業者が替わったという理由でございますが、撤退の理由といたしまして運営基準を満たす担い手の確保が難しい社会情勢にあり、事業継続が担保できないということでございました。これにより平成31年度に社会福祉法人へ委託契約を行っておりました、その契約満了の令和2年3月31日をもって撤退し、そういう理由により再契約しないという申し出があり、社会福祉法人から別法人へ国、県、町から補助を受け取得した関係資産の譲渡を行うという財産処分の承認申請が提出されたところでございます。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（大川徹也君）

私も受託事業者が替わった理由を知りたかったんですが、今、同僚議員のほうからその質問がありまして、その先のちょっと質問をしたいと思うんですが、ちなみに受託事業者が替わる場合ですけれども、社会福祉法人からまた別の民間事業者に替わったということですが、替わって選定されるプロセスはどのような経緯をたどって決定されるものなんでしょうか。

○住民課長（扇 智布由君）

選定のプロセスはというような御質問だったかと思いますが、放課後児童クラブ運営に關しましては具体的な人数は差し控えますが、特別な配慮や支援を必要とする児童が見られまして、そのような児童に対し、どのような対応したらよいか等の相談を多く受けておりました。町としましては、そのような児童に対する丁寧な支援等について、現時点では一般の企業では困難ではないかという判断をいたしたところでございます。

これを踏まえ町内の社会福祉法人は今回委託先となるところでございますが、民生委員、児童委員、社会福祉法人、福祉施設等の社会福祉関係者、保健医療、教育など関係機関の参加、協力の下、地域の人々が安心して生活のできる活動を行っているところでございまして、社会資源とのネットワークを有しているところでございます。こういう理由から放課後児童クラブ運営に關して最適ではないかというふうに考えたところでございます。

さらに、135名の児童に対し丁寧な対応を行うために必要であると考え、今回、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により契約を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第25号の質疑を終結いたします。

日程第9 討論・採決

○議長（中山五雄君）

日程第9. 討論・採決。

議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町税条例等の一部を改正する条例）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり承認することに決定しました。

議案第25号 令和2年度上峰町一般会計補正予算（第1号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもちまして会議を閉じます。令和2年第2回上峰町議会臨時会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。大変お疲れさまでございました。

午前10時16分 閉会

上峰町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

上峰町議会議長 中山五雄

上峰町議会議員 大川隆城

上峰町議会議員 寺崎太彦